

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

### 目 次

### 告 示

○建設業許可の取消し

○県道の路線変更

○都市計画事業の認可(二件)

### 公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  
自立支援医療を行う医療機関の指定

### 教育委員会

○県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

○宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則

○県立中学校学則の一部を改正する規則

○県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

### 公安委員会

○警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

### 告 示

○宮城県告示第八百六十一号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十六年十月二十八日

一 許可を取り消した年月日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ページ

一 (事業管理課) 一 (道路課) 二 (都市計画課) 二 (障害福祉課) 三 四 五 五

平成二十六年十月三日  
二 商号又は名称等

ナガオ建設株式 会社 長尾 准	栗原市築館字萩沢東八 十六一三	般一二十二 般一万二千 般七千二百 八	全部廃業 土木工事業 とび・土工事業 石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	平成二十六年 九月十一日
二宮ラッキング 工業 康	東松島市野蒜字亀岡七 十一一九	般一二十三 般一万六千 般二十九号	全部廃業 熱絶縁工事業	平成二十六年 九月十一日
グロジャバルアセ ットローヤパン株 式会社 成田 正則	仙台市太白区萩ヶ丘三 一四一	般一二十一 般一万八千 般八十三号	一部廃業 建設工事業 建築工事業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ ブロック工事業 内装仕上工事業	平成二十六年 九月九日
第一大栄設備 平井 登喜男	柴田郡川崎町支倉台一 丁目十八一六	般一二十四 般一万九千 般九十二号	全部廃業 一般建設業 菅工事業	平成二十六年 九月九日
リフォーム仙台 花まる。 賢彦 村松	仙台市泉区鶴が丘二丁 目八一十八	般一二十四 般一万九千 般七十四号	全部建設業 大工工事業	平成二十六年 九月九日
有有限会社ホーム クリエイトイブ 阿部 賀一	仙台市泉区南光台東二 丁目三十七一四	般一二十六 般一万三千 般三十八号	一部建設業 電気工事業	平成二十六年 九月一日

### 三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第八百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十条第二項の規定に基づき、次のように県道の路線を変更する。

その関係図面は、平成二十六年十月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

整理番号		旧新別	路線名	終起点	重要な経過地
二二二	新	旧	清水浜志津川港線	本吉郡南三陸町志津川字清水浜 本吉郡南三陸町志津川字南町	—
二二二	新	旧	清水浜志津川港線	本吉郡南三陸町志津川字清水浜 本吉郡南三陸町志津川字十日町	—

○宮城県告示第八百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十六年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称  
石巻市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画道路事業

2 名称

三・四・八号 御所入湊線

三 事業施行期間

平成二十六年十月二十八日から平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

宮城県石巻市湊町三丁目及び四丁目地内

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第八百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十六年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称  
気仙沼市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

気仙沼都市計画道路事業

2 名称

三・四・七号 魚市場中谷地線

三 事業施行期間

平成二十六年十月二十八日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

宮城県気仙沼市本郷及び南郷地内

2 使用の部分

宮城県気仙沼市内ノ脇及び南郷地内

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十六年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 病院及び診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団 ヴェリタス 利府往診クリニックス	宮城県利府町花園一―一―二階	平成二十六年八月一日
医療法人社団 ヴェリタス 巨理往診クリニックス	巨理郡巨理町逢隈中泉字本木四―一	平成二十六年八月一日

二 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
アサヒ薬局	大崎市三本木字北町七十八ー一	平成二十六年七月一日
さくら橋薬局調剤センタ	大崎市古川穂波六丁目二ー二十三	平成二十六年七月一日
マリオン調剤薬局仙塩利府病院前店	宮城郡利府町青葉台三丁目一ー七十	平成二十六年七月一日
アイン薬局古川店	大崎市古川穂波三丁目八ー五十一	平成二十六年七月一日
アイランド薬局大崎古川店	大崎市古川穂波三丁目七ー七	平成二十六年七月一日
調剤薬局ツルハドラッグ古川南店	大崎市古川穂波七丁目二ー十四	平成二十六年七月一日
フレンド薬局穂波	大崎市古川穂波三丁目七ー八 プライム穂波百二号	平成二十六年七月一日
アズール薬局	大崎市古川穂波六丁目三十一ー六	平成二十六年八月一日
クロック薬局佐沼店	登米市迫町佐沼字下田中三十九ー三	平成二十六年九月一日
すみれ薬局	多賀城市高橋二丁目十九ー七 イーストアーバンイ百三	平成二十六年九月一日
アイセイ薬局多賀城山王店	多賀城市山王字中山王十三ー一	平成二十六年九月一日
カクマン薬局	登米市中田町上沼字新寺山五十九ー七	平成二十六年九月一日
ひまわり調剤薬局	東松島市矢本字南浦三十	平成二十六年十月一日
古川調剤薬局鹿島台店	大崎市鹿島台平渡大沢八ー三	平成二十六年十月一日
なかじま薬局	大崎市古川中島町一ー一ー二	平成二十六年十月一日

三 指定訪問看護事業所等

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションフアリストケア仙台	仙台市若林区南小泉二丁目六一ー二十二 吉田マンション百二	平成二十六年七月一日

教育委員会

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月二十八日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第十号

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

県立特別支援学校学則(昭和四十三年宮城県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第三第二号の表宮城県立光明支援学校の項中

五六	六七	五四
----	----	----

を

六〇	五六	六七
----	----	----

に改め、同表宮城県立小松島支援学校の項中

三五	三〇	三〇
----	----	----

を

三二	三五	三〇
----	----	----

に改め、同表宮城県立西多賀支援学校の項中

一四	一一	一一
----	----	----

を

一一	一四	一一
----	----	----

に改め、同表宮城県立石巻支援学校の項中

四四	三五	二七
----	----	----

を

四六	四四	三五
----	----	----

に改め、同表宮城県立気仙沼支援学校の項中

一九	二七	三〇
----	----	----

を

二二	一九	二七
----	----	----

に改め、同表宮城県立名取支援学校の項中

四一	四一	五〇
----	----	----

を

三八	四一	四一
----	----	----

に改め、同表宮城県立迫支援学校の項中

二二	三二	二七
----	----	----

を

二七	二二	三二
----	----	----

に改め、同表宮城県立金成支援学校の項中

二二	二二	二三
----	----	----

を

二四	二二	二二
----	----	----

に改め、同表宮城県立古川支援学校の項中

二七	二七	三一
----	----	----

を

三五  
二七  
二七

に改め、同表宮城県立船岡支援学校の項中

二〇  
二〇  
一九

を

二〇  
二〇  
二〇

に改め、同表宮城県立山元支援学校の項中

一四  
一四  
二二

を

二二  
一四  
一四

に改め、同表宮城県立利府支援学校の項中

三八  
三八  
四六

を

四三  
三八  
三八

に改め、同表宮城県立支援学校岩沼高等学校の項中

四八  
四〇  
四〇

を

四〇  
四八  
四〇

に改め、同表宮城県立支援学校小牛田高等学校

園の項中

一六  
一六  
一六

を

二四  
一六  
一六

に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月二十八日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第十一号

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則

宮城県立高等学校学則（昭和二十五年宮城県教育委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表宮城県水産高等学校の項中

一六〇  
一四〇〇

を

一六〇  
一六〇

に改め、同表宮城県石巻工業高等学校の項中

八〇  
八〇  
八〇

を

八〇  
八〇  
八〇

に改め、同表宮城県気仙沼高等学校の項中

二四〇  
二八〇

二四〇  
二四〇

に改め、同表宮城県角田高等学校の項中

二〇〇  
二〇〇  
二〇〇

一六〇  
二〇〇  
二〇〇

に改め、同表宮城県登米高等学校の項中

四〇  
四〇  
四〇

を

四〇  
四〇  
四〇

に改め、同表中

宮城県上沼  
高等学  
校

普通科  
農業技術科

三年  
三年

男女  
男女

四四〇〇  
四四〇〇

宮城県米谷工業  
高等学  
校

普通科  
園芸ビジネス科

三年  
三年

男女  
男女

四四〇〇  
四四〇〇

宮城県米谷工業  
高等学  
校

普通科  
電気システム科  
機械システム科  
情報技術科

三年  
三年  
三年

男女  
男女

四四〇  
四四〇  
四四〇

宮城県登米総合  
産業高等学  
校

普通科  
農業技術科  
園芸ビジネス科  
農工業科  
農業科  
機械システム科  
電気システム科  
情報技術科  
福祉科

三年  
三年  
三年  
三年  
三年  
三年  
三年  
三年

男女  
男女  
男女  
男女  
男女  
男女  
男女  
男女

四〇  
四〇  
四〇  
四〇  
四〇  
四〇  
四〇  
四〇

に改め、同表宮城県築館高等学校の項中

館高等学校の項中

一六〇  
二〇〇

を

一六〇  
一六〇

に改め、同表宮城県松島高等学

校の項中

一八〇〇  
二〇〇

を

一八〇〇  
一八〇〇

に改める。

別表第二第一号の表宮城県大河原商業高等学校の項中

「

四〇	八〇
----	----

」を

「

四〇	四〇
----	----

」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

県立中学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月二十八日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第十二号

県立中学校学則の一部を改正する規則

県立中学校学則（平成十六年宮城県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表宮城県仙台二華中学校の項中 「

八〇
----

」を 「

一〇五
-----

」に改め、同表宮城県古川黎明中

学校の項中 「

八〇
----

」を 「

一〇五
-----

」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月二十八日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第十三号

県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の管理に関する規則（昭和三十二年宮城県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「南三陸町立戸倉中学校」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 公安委員会

○宮城県公安委員会規則第7号

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年10月28日

宮城県公安委員長 鎌田 宏

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

警察署の下部機構に関する規則（昭和29年宮城県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2大河原警察署の項中

「

青根駐在所	柴田郡川崎町青根温泉10番地1
-------	-----------------

」を

「

青根駐在所	柴田郡川崎町青根温泉2番地23
-------	-----------------

」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月29日から施行する。